省　令

○防衛省令第十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十二条の二（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第九十七条の六（同令第百二条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月八日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　隊員	第三章　隊員
第一節～第九節　［略］	第一節～第九節　［同上］
第十節　勤続報奨金（第八十六条の二―第八十六条の三の二）	第十節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）
第十一節　［略］	第十一節　［同上］
第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者等に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）	第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）
第四章　［略］	第四章　［同上］
附則	附則
（勤続報奨金の支給に必要な予備自衛官としての在職期間）	（在職期間）
第八十六条の二　法第七十二条の二に規定する防衛省令で定める期間は、二年十一月とする。	**第八十六条の二**　法第七十五条の七に規定する防衛省令で定める期間は、二年九月とする。
（予備自衛官に対する勤続報奨金の支給）	（勤続報奨金の支給）
第八十六条の三　法第七十二条の二に規定する勤続報奨金は、予備自衛官（法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者（以下この項において「自衛官となつている者」という。）を含む。）がその任用期間を満了する日（自衛官と	**第八十六条の三**　法第七十五条の七に規定する勤続報奨金は、即応予備自衛官（法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者（以下この項において「自衛官となつている者」という。）を含む。）がその任用期間を満了する日（自